



内閣府
～美ら島の未来を拓く～

平成29年10月27日
内閣府沖縄総合事務局

平成29年度「建設業取引適正化推進月間」の取組みについて ～みんなで守る適正取引～

1. 趣旨

毎年11月は、「建設業取引適正化推進月間」として、国土交通省及び都道府県において、建設業の取引の適正化を強力に進めるため、建設業法等の法令遵守に関する活動を集中的に行います。

その活動の一環として、沖縄総合事務局開発建設部では、建設業者等を対象とした法令講習会の開催や建設会社への立入検査を行い、請負契約内容や下請取引の実態調査等を実施し、建設業の健全な発達を促進します。

2. 期間

平成29年11月1日（水）～11月30日（木）

3. 主催

内閣府沖縄総合事務局、沖縄県

4. 実施内容

(1) ポスター掲示による広報（別添ポスター参照）

内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、市町村等において掲示します。

(2) ホームページ等を通じた広報

内閣府沖縄総合事務局のホームページ等を活用し、取引の適正化に関する普及啓発のため、月間の取組み等について広報を行います。

(3) 建設業者等を対象とした講習会の開催（別添開催案内参照）

建設業法令遵守等についての講習会を開催します。

日時 平成29年11月30日（木）14：00～16：00

場所 沖縄建設労働者研修福祉センター（浦添市牧港5丁目6番8号）

・参加申し込み等は別途沖縄総合事務局開発建設部ホームページに掲載しています。（<http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/5636/005638.html>）

(4) 立入検査等の実施

本月間中に、建設業許可業者の法令遵守等に関する立入検査を実施します。立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況、安全衛生経費の負担状況の確認等も併せて実施します。

問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局

開発建設部 建設産業・地方整備課

担当者： 課長補佐 宇栄原 (内線 3155)

建設業係長 中村 (内線 3171)

TEL：098-866-0031 (代表)、098-866-1910 (直通)

FAX：098-861-9926

なで守る 正取引



約は着工前に
締結しましょう



3月~11月30日

取引適正化推進月間です

国土交通省、都道府県

建設業適正取引推進機構